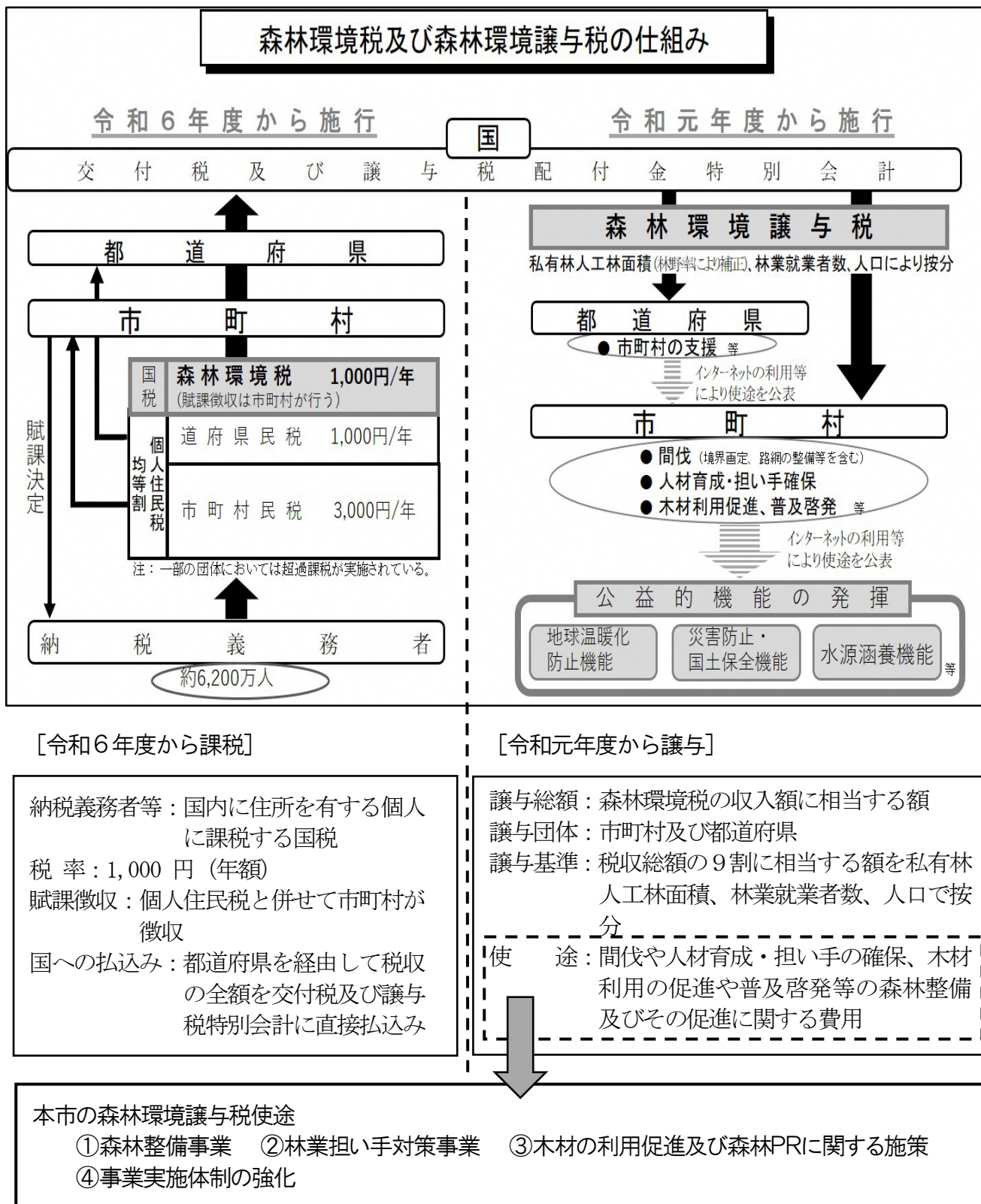


## 森林環境譲与税の概要

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。



## 森林環境譲与税を活用した森林整備の考え方

本市の面積 31,159 ha (311.59 km<sup>2</sup>) のうち約 1/4 に相当する 7,373 ha が森林であり林野率は 24% に及ぶ。

この森林(7,373 ha)の 78.6%の 5,792 ha が保安林に指定されており、水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全などの重要な公益的機能を有している。

前橋市の森林の内訳

単位:ha

国有林	民有林			合計
	県有林	市有林	私有林	
995	1,945	237	4,196 うち人工林 3,707	7,373

- ・本市の民有人工林(3,707 ha)を整備対象森林と位置づけ、荒廃の状況、周囲の状況、地形などの調査により整備箇所を選定
- ・市と森林所有者が協定(10年間)を締結し、伐採、造林、保育を実施する。協定期間満了後は、所有者に返却し、森林経営が成り立つ森林として、所有者が自ら経営管理を行うか、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権を民間事業者を設定する等により適正に維持管理を行う。

## 概要② 森林の経営管理の現状と将来像

